

平成25年度第2回

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

議 事 録

日 時：平成26年3月7日（金）午後3時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 5号会議室

## 1. 開 会

○事務局（浅野地域振興部長） 定刻の少し前でございますが、始めさせていただきたいと思えます。

本日は、3月の何かとお忙しい中、また、足元が大変悪い中、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

市民まちづくり局地域振興部長の浅野でございます。

ただいまから、平成25年度第2回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を開催いたします。

## 2. 挨拶

○事務局（浅野地域振興部長） 初めに、開会に当たりまして、市民まちづくり局長の池田よりご挨拶を申し上げます。

○池田市民まちづくり局長 皆様、こんにちは。

札幌市市民まちづくり局長の池田でございます。

本日は、本当にご多忙の中、それから、雪の降る中、今年度第2回目の審議会にご参加を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、委員の皆様には、日ごろよりそれぞれのお立場で、安全で安心なまちづくりに大変ご尽力をいただいておりますことを厚くお礼を申し上げたいと思えます。

一つご紹介をさせていただきますと、委員の松井様から、昨年、安全・安心どさんこカルタのすばらしい達筆で書かれた啓発用のパネルをご寄贈いただきました。イベントなどで活用させていただいているのですけれども、そうではないときは私の部屋に飾っております。お部屋にお客様が来られるとすぐ目につかれまして、すばらしいでしょう、松井様が書かれましたということで、大いにPRをさせていただいているところであります。本当にありがとうございます。

さて、ことしに入りまして、白石区の9歳の女の子が連れ去られるという事件が記憶に新しいところであると思えます。幸いにして無事に保護されましたけれども、ご家族、お友達の方などはどれだけご心痛であったかと思えます。地域にも大きな不安が広がったわけでございますけれども、解決に導いたのもさまざまな情報が寄せられた地域の目があったからこそだと考えてございます。札幌市の犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の中にも、地域の中でみんなで協力をし合って防犯活動や子どもの見守り活動をすることの大切さなどがうたわれているところでございます。

きょうは、この基本計画の実施状況と札幌市内の犯罪情勢についてご報告をさせていただきます。そして、基本計画は4年をめぐり見直しが必要かどうかを検討するという事になってございます。策定から今月でちょうど4年を経過するところでございますので、見直しの方向性などにつきまして、皆様からも忌憚のないご意見を賜りたいというふうに考えております。

それでは、本日の会議、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（浅野地域振興部長） 池田局長は、この後ほかの公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

〔池田局長は退席〕

#### ◎事務局連絡事項

○事務局（浅野地域振興部長） 次に、本日の審議会の留意事項につきまして説明をさせていただきます。

○事務局（榎区政課長） 地域振興部区政課長をしております榎と申します。きょうはよろしくお願ひします。

それでは、座ってご説明をさせていただきます。

まず最初に、資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

本日の資料でございますが、次第のほかに資料1といたしまして、平成25年の札幌市の犯罪情勢、資料2といたしまして、犯罪のない安全で安心なまちづくり関連事業、資料3といたしまして、平成25年度札幌市における犯罪被害者支援の取り組みについて、資料4といたしまして、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の見直しについて、それから、資料番号を付けてございませんけれども、冊子になってございます札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画でございます。

お手元の資料にもし足りないものがございましたらお知らせいただければ、ただいまお持ちいたしますけれども、ございませんでしょうか。

○松井委員 資料3は何ですか。

○事務局（榎区政課長） 資料3は、犯罪被害者支援の取り組みについてという1枚物の資料です。

以上がこちらで用意した資料でございますけれども、そのほかに後ほど奥谷委員からお話をいただけるミニ講座のご案内という資料が追加になってございます。

もう1点として、前回と同じように、審議は公開となってございまして、議事録の作成あるいは広報等に利用するために会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日、藤本委員と仲委員につきましては、所用により欠席となっております。

留意事項につきましては、以上でございます。

○事務局（浅野地域振興部長） それでは、審議会規則に従いまして、以降の進行を千葉会長にお願いしたいと存じます。

千葉会長、どうかよろしくお願ひいたします。

### 3. 議 事

○千葉会長 それでは、これ以降は私が議事を進めさせていただきます。

まず、次第1を扱いたいと思います。

札幌市の犯罪情勢につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（加藤） 区政課の加藤です。

私から、札幌市内の犯罪情勢についてご説明をさせていただきたいと思います。

座ってご説明をさせていただきます。

ご説明については、パワーポイントに映し出しますが、お手元の資料1がパワーポイントと同じ内容になりますので、数字等の見づらいところがありましたらお配りしました資料のご確認をお願いいたします。

それでは、平成25年の札幌市の犯罪情勢についてご説明をさせていただきます。

まず、こちらは、過去13年間の一般刑法犯認知件数の推移を示したグラフです。

平成25年、つまり、昨年1年間の札幌市における一般刑法犯認知件数は1万9,423件でした。これは前年と比較しますと1,860件、8.7%の減少となっています。平成14年から12年連続減少であり、刑法犯のピークと言われた平成13年と比較しますと2万1,867件、53.0%と半減している状況にあります。

次に、各区別の刑法犯の認知件数でございます。

最も多いのは中央区の3,758件、次いで、北区、東区、白石区と続いでいきます。逆に少ないのは清田区の781件、南区の918件となっております。前年と比較しますと、白石区のみが前年比から若干の増加でございますが、それ以外の9区については減少しておりまして、特に、西区、北区、中央区、豊平区では前年と比べますと大きく減少していると言えるかと思えます。

また、そのグラフの一番右側の犯罪率でございます。

これは人口1,000人当たりでどれぐらいの方が犯罪の被害に遭うかを示したものになりますが、最も高いのが中央区で16.29、つまり、中央区を人口1,000人と考えた場合、16.29人の方が何らかの被害に遭ってしまったこととなります。逆に、犯罪率が低いのが南区で、6.42となっております。南区と清田区では犯罪率が6.42、6.71となっておりますので、この2区については比較的 안전한地域というふうに言えるかと思えます。

次に、昨年1年間では1万9,423件の刑法犯の認知件数があったとご説明いたしましたが、どのような犯罪が多かったのかを包括罪種別に分けてみました。

まず、一番多いのは、いわゆる泥棒で、窃盗犯になります。こちらが1万2,932件で、全体の約66.7%を占めています。次いで多いのが暴行や傷害などの粗暴犯で1,005件、次いで、詐欺や横領といった知能犯が577件、賭博やわいせつなどの風俗犯が529件、殺人、強盗、放火などの凶悪犯が109件、その他の器物損壊や住居侵入が4,271件となっております。

では、発生の約7割弱を占める窃盗犯は1万2,932件は、どのような手口が多かったのかを見ていきます。一番多かったのが自転車盗で4,471件、窃盗犯の約3分の1

を占めています。さらに、全体の刑法犯で見ても約4分の1が自転車盗と言えるかと思えます。次いで多いのが万引きで2,087件、次いで侵入盗が1,394件、車上狙いが1,023件、タイヤ盗難が574件、部品狙いが445件、ひったくりが51件、その他の窃盗犯が2,887件となっております。

次に、振り込め詐欺の発生状況についてご説明をいたします。

平成25年に札幌市内で警察に届け出された振り込め詐欺の発生件数は58件でした。前年と比べますと4件、7.4%増加となっております。被害金額は約8,700万円で、前年と比較しますと約2,000万円、28.3%の大幅な増加となっております。

どのような手口が多かったかを見ていきます。オレオレ詐欺は15件で、前年と比べると7件、31.8%もの大幅な減少をしています。また、架空請求詐欺は昨年に8件で、前年と比べますと8件の減少となっております。残りの2手口については増加に転じたものになりますが、融資保証金詐欺が8件で、前年比プラス2件です。特に昨年に多かったのが還付金詐欺で27件、前年と比べますと17件と大幅に増加いたしました。

最後となりますが、計画策定時からどのような犯罪がふえてきたのかという推移についてご説明をいたします。

まず、大幅に減少しているのが窃盗犯で、計画策定時の平成21年と比較しますと6,371件、33%の減少となっております。刑法犯認知件数を見ますと、平成21年と平成25年の対比が5,552件ですので、市内の刑法犯認知件数の減少要因は窃盗犯の減少によるものと言えます。逆に、粗暴犯や風俗犯は平成21年よりも増加しておりまして、知能犯はわずかに減少していますが、ほぼ横ばいの状態と言えるかと思えます。

具体的に見ていきますと、平成21年と比較して増加した犯罪は、風俗犯では路上強制わいせつ、公然わいせつになります。また、知能犯では振り込め詐欺が若干の増加、ほぼ横ばいになります。振り込め詐欺は平成23年が底でしたが、そこからまた上昇しているというような傾向にあります。粗暴犯では暴行がふえております。

また、これは犯罪ではないのですが、犯罪の前兆事案と言われている13歳未満の子どもに対する声かけ等の事案についても増加していると言えます。

以上で札幌市の犯罪情勢について簡単ではございますが、ご説明をさせていただきました。

○千葉会長 説明をありがとうございました。

ただいま事務局に説明していただきましたけれども、質問があればお願いします。

○木村委員 北海道CAPをすすめる会の木村です。

先ほどの話にあった白石区のような誘拐、監禁はどこに分類されるのでしょうか。

○事務局（加藤） 誘拐についてはその他に分類されるかと思えます。

○梅田委員 SMB Cの梅田と申します。

同様に、白石区だけが前年度に比べて唯一ふえたということだったのでありますが、原因は何かあるのですか。

○事務局（加藤） これについての明確な上昇要因はわかりません。あくまでもふえた、減ったことについては、その時々犯罪情勢もございまして、一概にこの要因をもってしてふえたと言えるデータはありません。

○千葉会長 梅田委員、よろしいでしょうか。

○梅田委員 はい。

○千葉会長 ほかに質問はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○千葉会長 では、なければ、次に、次第2に移ります。

次第2は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画に基づく事業の実施状況についてであります。

それでは、この点につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局（山田生活安全担当係長） 区政課生活安全担当係長の山田でございます。

説明させていただきます。

スクリーンをごらんください。

それでは、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画に基づく事業の実施状況についてご説明いたします。

まず、基本計画の概要等について説明いたします。

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画は、平成21年4月から施行した札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例第7条に基づき、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するために平成22年3月に策定しました。

計画の基本構成であります。

第1章では、この計画が札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例に基づいて策定されていること、計画策定の背景や経緯、目的を説明しております。

第2章では、地域防犯に関する市民意識や現状、犯罪情勢を明らかにし、それらから導き出された課題を整理しております。

第3章では、安全に安心して暮らせるまちの実現に向けた目標を掲げ、第4章では、目標を達成するための施策の方向性と各部局が進める基本的な施策を定めております。

最後に、第5章では、計画を効果的に推進していくための体制や進行管理について定めております。

それでは、第2章の現状と課題以降の内容について簡単にご説明させていただきます。

第2章では、平成21年に実施した市民意識調査の結果や市内の犯罪情勢など、犯罪のない安全で安心なまちづくりの現状を明らかにしています。

市民意識では、札幌が犯罪に遭わず、安全に安心して暮らせるまちだとは思っていない市民が半数いること、路上での犯罪遭遇に対する不安が高い、空き巣や車上狙いなどの窃盗犯への不安が高いなどの実態がわかりました。

それらの現状を踏まえ、整理した課題は次の6点になりました。

市民の犯罪遭遇に対する不安感が高いことなどから、市民の安全、安心感を課題の1として、市民への犯罪や防犯に関する情報が不足しており、意識が向きにくいことなどから、市民の防犯意識を課題の2として、犯罪企図者は地域のすきを探っていることなどから、地域の防犯力を課題の3として、自転車盗や車上狙い等の街頭犯罪が多いことなどから、環境の整備を課題の4として、児童生徒が事件に巻き込まれ、また、子どもが成長の過程で犯罪にかかわる場合もあることなどから、子どもの安全を課題の5として、高齢者が詐欺に巻き込まれるケースが多く、また、表面化しにくい性犯罪被害者のほとんどが女性であることなどから、高齢者、女性の安全を課題の6として掲げております。

ここで掲げた課題については、それぞれの解決に向けてこの後の基本目標、基本方針、基本施策に反映しております。

基本計画の基本目標として、犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現を掲げております。犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備などを通じて、犯罪被害に遭う市民を一人でも少なくするとともに、市民の犯罪遭遇に対する不安感の軽減を図ること、不幸にして犯罪の被害に遭った人々に対しては、その権利、利益の保護及び回復が図られ、再び平穏な生活を営むことができるような支援を行うこと、それらにより誰もが安全に安心して暮らせるまちの実現を目指すとしております。

あわせて、条例の基本理念に通ずる活動の自主性の尊重や活力あるコミュニティーづくり、プライバシーへの配慮などについても明記しております。また、計画の成果指標として、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちだと思える市民の増加を上げております。目指すべきところは100%の市民がそのように思っただくことでありますが、中長期的な数値目標として平成21年に調査した際の51.4%から平成25年度までに60%以上にすることとしております。

ここで掲げた基本目標の達成に向けて、市民の意識に焦点を当てた方針1として、みずからの安全を確保するため、市民一人一人の防犯に対する関心を高める、地域の力に焦点を当てた方針2として、みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し、支え合うまちをつくる、環境の整備に焦点を当てた方針3として、犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高めるという三つの基本方針を定めております。

その三つの基本方針に基づき、11の基本施策を設定しており、特に重点課題とした子どもや高齢者、女性といった防犯上に配慮を要する人の安全確保に関する施策については、三つの方針の全てに位置づけ、子ども等でまとめています。この11の基本施策に基づいて各種事業を実施しています。

それでは、基本計画策定からこれまでに札幌市が実施した主な事業について抜粋して説明いたします。

詳細については、お配りした資料をご確認いただければと思います。

それでは、基本方針、基本施策にのっとり札幌市が実施した主な事業についてご説明

します。

まず、基本方針1のみずからの安全を確保するため、市民一人一人の防犯に対する関心を高めるの基本施策に基づく事業について説明いたします。

札幌市では、札幌駅前地下歩行空間や各区役所ロビー等において防犯や交通安全に関するパネル展や街頭において各種啓発活動を行っています。

街頭啓発では、昨年8月に中央警察署や防犯協会、地域安全サポーターズと連携して、地域安全サポーターズは梅田委員もやっております企業に参加していただく防犯の取り組みですが、そこと連携して自転車盗難防止の啓発活動をしたり、雪まつり会場において振り込め詐欺被害防止啓発活動等を実施しています。市民に対する防犯意識の醸成に有効な出前講座や防犯講座を行っています。平成24年からは対象を児童に拡大し、不審者対応訓練やインターネットの危険性等の講話をしており、平成21年度から25年度まで延べ118回、7,000人が受講しています。平成22年度と23年度には、身近な犯罪の防犯心得、インターネット犯罪から子どもを守るをテーマに延べ3回、専門的な知識や技能を習得するための防犯セミナーを開催しました。

地域安全集会としては、北海道、北海道警察、北海道教育委員会等と連携して、春と秋の2回、道民集会を開催し、地域防犯活動の活動事例や安全・安心のメッセージなどを発表し、活動の機運を高めています。その他にも、ホームページや広報誌等の各種媒体を活用して防犯情報を発信しているほか、リアルタイムで情報が受信できる北海道警察のほくとくん防犯メールの利用促進を図っています。

子ども等の防犯力の育成については、新入学児童に対し防犯ブザーを配付しているほか、カルタや紙芝居、DVDと防犯教材の貸し出し、さきに述べたように、出前講座による実践的な防犯訓練を実施しています。また、保護者に対しては、インターネットトラブルに対するハンドブックを作成、配付したほか、出前講座等を通じて啓発を行っています。

基本方針2のみんなの暮らしを守るため、お互いに協力し、支え合うまちをつくるの基本施策についてです。

防犯活動の促進として、各区において地域で防犯活動を行っている団体に対し、物的支援や補助金を出すなどの地域防犯活動支援事業を行っています。また、事業者の活動促進事業として、社会貢献活動の一環として無理のない範囲で地域安全活動を希望する事業者の掘り起しを図るため、平成23年10月に地域安全サポーターズ制度を設け、現在まで280の事業所が登録しています。

地域安全サポーターズには配送業者もいますので、配達時の防犯パトロールや事務所を子ども110番の店として活用していただくほか、防犯教室、環境美化運動等に取り組んでおり、札幌市では事業所に対し啓発資材の配付や犯罪情勢等の情報提供などを行っているほか、出前講座や街頭啓発等でサポーターズと連携して活動を行っています。

協働による連携体制の充実については、道、道警、道教育委員会等と連携して推進する安全・安心どさんこ運動の普及啓発に努めているほか、歓楽街対策として官民70名以上



の関係者から構成されるクリーン薄野活性化連絡協議会内のプロジェクトとして歓楽街すすきの地区の安全・安心に関する情報交換を行っています。このプロジェクトの事業として、安全・安心バナーの掲示、プランターの設置をしています。

地域と一体で子ども等を見守るについては、市が所管する公用車の側面に「安全・安心なまち 子どもを見守るパトロール 札幌市」と書かれたステッカーを貼付することにより、職員が公務で移動する際に子どもたちの安全を見守っていることをアピールし、犯罪の抑止を図っているほか、子どもがよく利用する店舗等に対し、青少年を有害な環境から守る青少年を見守る店への登録を依頼し、日ごろから情報交換や連携した事業の実施等を通じて子どもを有害な環境から守っています。

基本方針3の犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全を高めるの基本施策に基づく事業について説明します。

犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等についてですが、札幌では、施設駐輪場の安全対策、街路灯の整備及び維持管理、公園の安全対策を行っています。

駐輪場については、駐輪場の外周にネットフェンスを設置し、周囲からの見通しを確保したり、駐輪場に管理人や防犯カメラを設置することなどにより駐輪場の安全確保を図っています。街路灯整備については、12万9,839灯を設置しているほか、夜間通行の安全確保等のために私設街路灯の設置及び維持管理を行う町内会等に対し、電気料、設置費及び維持費の助成を行っています。

公園の安全対策としては、夜間の公園利用者、通行者が不安なく利用できるよう、園路や広場等において防犯を主目的とした照明整備を行ったり、防犯の観点から死角や暗がりがないようにすることを考慮して樹種の選定、植栽、密度、配置を決め、樹木を植栽しています。

子ども等の安全に配慮した環境整備については、警察官OBの50人にスクールガードリーダーを委嘱しているほか、約2,000人がボランティアでスクールガードに登録し、児童生徒の登下校時における見守り活動を行っています。スクールガード登録者に対しては、防止やチョッキなどの活動資材の提供やボランティア保険への加入等の支援を行っています。

また、地下鉄等の安全対策として、子ども110番の駅や地下鉄南北線、東西線の全車両を対象に朝ラッシュの時間帯に1編制のうち1両を痴漢防止対策として女性、小学生以下の子ども、障がい者、介護者が利用できる車両と表示しています女性と子どもの安心車両を導入しています。また、地下鉄駅では防犯ブザーの貸し出しもを行っています。

歓楽街等対策としては、歓楽街等における迷惑行為を防止するために制定したススキノ条例の普及啓発のほか、夏にはプランターを設置したり、冬には安心・安全バナーを掲揚したり、青色防犯灯による防犯環境の整備を行っております。

基本計画に基づく事業のうち犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する事業については以上でございますが、犯罪被害者等の支援については、男女共同参画課長の森から説明

させていただきます。

○事務局（森男女共同参画課長） 犯罪被害者支援を担当しております男女共同参画課の森と申します。

それでは、私から条例の12条に基づきますご説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料3をごらんください。

平成25年度札幌市における犯罪被害者支援の取り組みという裏表のペーパーでございます。

初めに、1の女性のための性暴力被害相談事業についてで、裏面を見てください。

この事業に関しましては、性暴力被害者支援センター北海道SACRACHを一昨年の平成24年10月1日に北海道と共同で設置をいたしたところでございまして、およそ1年半が経過したところでございます。性暴力、性犯罪の被害に遭った女性を対象に医療機関等と連携をしながら総合的に支援を行っているものであります。

2の相談件数でございます。

この1年半ぐらいの間で総件数265件という相談件数が来ております。年度で分けますと、24年10月から25年の3月までの24年度でいえば91件、そして、25年4月からこの1月までは174件という内訳になっているところでございます。

3の件数の内訳を見ていただきたいと思います。

相談内容としてはほとんどが過去の被害についての相談でございますが、3の(1)の相談内容の一番左側でございます。小さくて見づらいのですが、性暴力の計が193件、その横に括弧書きで12件とありますが、これが急性期対応でございます。トータルで12件ですが、24年度は2件、今年度の25年度は10件という内訳になっているところでございます。

続きまして、(2)年代の内訳でございます。

24年スタート当初は、被害に遭われた時代の年齢等は伺っていませんし、統計もとれてございませんでした。事柄が事柄なだけに、あれはどうだ、これはどうだとなかなか聞きづらい相談事業でございますけれども、25年度からはできる限りお伺いするようにしてございます。

これを見ますと、そのほとんどが10代、20代、30代に集中してございまして、子どものころ、もしくは、若いころに被害に遭って、それなりの年月がたっても誰にも相談できないで来たという状況が見てとれるかと思えます。いわゆる潜在的な傾向が明らかだということでございます。

そのような状況でございますし、(3)の加害者との関係を見ていただいてもわかると思うのですが、知人友人、家族が圧倒的に多い状況になっているところでございます。

前に戻りまして、2の犯罪被害者等支援フォーラムについてでございます。

これは、北海道と共催をして実施しています。被害者の方々が置かれた状況やニーズ、人と人とのつながり、命の大切さについて理解を深めてもらおうということを目的に毎年

実施しているものでございます。今回は性暴力加害者に関するフォーラムであり、平日の夜の実施だったにもかかわらず、支援者、支援団体の方たちが全道からおよそ120名集まりまして、熱心にそのフォーラムを聞いていらっしゃるということでございます。

3の平成25年度犯罪被害者等支援研修でございます。

この研修につきましては、市民にとって一番身近である私ども札幌市の職員を対象とした研修でございます。犯罪被害者の現状を十分に理解をして、窓口対応等で二次的な被害を与えないようにしようということで始めたものでございます。平成21年度から実施しています。

今年度に関しましては、生井さんという方です。家族を奪われてしまって、大きな悲しみの中で時効撤廃の署名活動をされた有名な方でございます。この方のお話を参加者も非常に重く受けとめて、さらには、弁護士会の先生のお話を聞いて今後の業務の参考にしたいというような声が聞かれたところでございます。およそ70名弱の職員が受けています。

4の犯罪被害者週間街頭キャンペーンについてです。内閣府で毎年11月25日から12月1日までを犯罪被害者週間としております。きょうも委員として見えています善養寺委員の北海道家庭生活総合カウンセリングセンター等と一緒にJR札幌駅で啓発品を配って、それについての理解を深める活動をしたところでございます。

○千葉会長 山田係長、そして、森課長、ご説明ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に対して、何かご質問はございませんでしょうか。

○伊藤委員 伊藤です。

この裏面の3の件数内訳の中の(1)の相談内容にその他の性被害が19件とあるのですが、もしお手元に資料がございましたら、例えば、どんなことがその他の性被害に当たるのか教えていただければと思います。

○事務局(森男女共同参画課長) SACRACHの19件のところですね。その他の性犯罪は、例えば、昔つき合っていた男性が携帯等で裸の写真を送るなどのリベンジポルノです。性犯罪である暴漢や強制わいせつまで行かないのですけれども、何度も迫られるなどがこの19件に入っております。

○千葉会長 ほかにご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○千葉会長 よろしければ、次の次第4に移りたいと思います。

次第4は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の見直しについてであります。

これにつきましては、札幌市から委員の意見を伺いたいということでありますけれども、その前に事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局(楨区政課長) 区政課長の楨でございます。

私からご説明をさせていただきます。

お手元の資料4の札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の見直しについ

てという資料をごらんいただきたいと思います。

冒頭に局長からのご挨拶の中にもございましたけれども、この基本計画につきましては、平成22年に策定をされております。この計画は、年度ごとの評価と検証に加えまして、おおむね4年を目安とした中長期的な考察を実施して、見直しの必要性について検討することがこの中でうたわれているところでございます。

先ほど申し上げましたように、22年に策定されてから4年がたちましたので、来年度にこれについての具体的な見直し作業を行いたいと考えているところでございます。

見直しのスケジュールは、お手元の資料4に書いてございます。

現在、刑法犯の認知件数の統計分析や市の事業の調査、市民、地域、防犯活動団体に対するアンケートなど、計画の見直しをするに当たり必要と思われる基本的なデータの調査をしているところでございます。委員の皆様には、現在、集計中のアンケート結果を来月にはお送りをできるだろうと考えてございまして、その上でこの見直しをしていきたいと考えてございます。

この基本計画は、本審議会での議論を踏まえて策定されてございまして、このたびの見直しにおきましてもご議論いただきたいと考えておりますけれども、市長からの審議会への正式な諮問は先ほど申し上げましたように、来年度の第1回目の審議会におきまして行いたいと考えております。第1回目におきまして、事前に資料をお配りして、具体的な議論に入っていただくことを考えているところでございます。

本日は、基本計画の中身を見直す議論を前提といたしまして、先ほど基本的な計画の体系的なことを簡単にご説明をさせていただいたところでございますけれども、その方向性や見直しの進め方等に関して、来年度に見直すに当たり基本的なご意見をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○千葉会長 説明ありがとうございました。

それでは、早速、皆さん方の意見を伺いたいと思います。

基本計画の見直しの方向性についてご意見がある方はいらっしゃいませんか。

なお、できるだけ多くの方にご意見をいただきたいと思いますので、いろいろと話したいことがあるかもしれませんけれども、お1人のご意見は3分以内におさめていただけるようお願いいたします。

それでは、ご自由にどうぞ。

いろいろ意見が出てくるのではないかなと期待して申し上げているわけでありましてけれども、皆さんが話しづらいようであれば私から指名させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○千葉会長 それでは、トップを切って木村委員、いかがでしょうか。

○木村委員 意見が言える場をいただいてありがとうございます。

スケジュールではパブリックコメントなどの手続を経て見直していくことに関して異論

はないです。多くの意見を集めてやったらいいなと思うのですが、このことに対しての私の立場からの意見を申し上げます。

子どもの安全が大きな課題として出されておりますが、4年たった今、民間でも活用できる予防教育のプログラムもありますので、それをどこかで活用できるようなものが方針の中にも盛り込まれたらいいなと思います。防犯ブザーを配るだけではなく、子どもの中に安心を持たせるような取り組みが反映されたらいいなと望んでおります。

○千葉会長 ありがとうございます。

特に子どもの安全という観点から話し合っていければいいなということでありました。

それでは、佐々木委員、どうですか。

○佐々木委員 いきなりで余り考えていなかったのですけれども、今の犯罪情勢を見ますと、情報をみんなからもらえるような体制ではないとなかなか追いつけていけないような犯罪が出てきているのではないかと思います。ですから、犯罪の予防のためのいろいろな情報を吸い上げる方策が必要ではないかなという感じがしております。

○千葉会長 ありがとうございます。

犯罪情報についてということですね。

○佐々木委員 犯罪の予防に関する、犯罪があったときの予防に関する情報です。

もちろん、こちらから考える情報を流すのですが、それについての情報を市民から寄せられるようにするよう取り組みがある程度力になると思います。

○千葉会長 そういうことについて話し合いをもっとすることが大事だろうということですね。ありがとうございます。

それでは、善養寺委員、どうでしょう。

○善養寺委員 今、22ページの犯罪被害者等への支援を見ながら考えておりました。

札幌市としては、女性のための性暴力被害相談事業に着手されており、これはとても素晴らしいことだというふうに思います。犯罪被害者については私どもも17年やっていますが、3割強は性犯罪です。性犯罪は若い人たちの被害が多いですし、きちんとした対応をしなければ犯罪被害に対応できていないのではないかなというぐらいの考えを持って当たっておりますので、SACRACHについては頑張ってもらいたいと思います。

そのほかに具体的な施策1から5までありますけれども、これは札幌市で具体的に何かをやっていましたか。

例えば、市民理解の促進のためには、キャンペーンがありましたね。ただ、すごく難しいのです。犯罪はどうしても皆さん遠くに置きたいというふうに思われているようで、理解がなかなかされませんので、具体的な施策があるといいなと思います。

また、最後のDV被害者等の支援についてです。DVとストーカーのすみ分けを警察は随分きちんとされていて、細分化されてきたなと思います。しかし、若年層に目を向けたとき、若い人たちに対してはどうかのだろうと思うのです。デートDVについてもどんな啓発をやっているのかをお尋ねしたいかなと思います。

○千葉会長 事務局で今の質問に対して答えられることがありましたらお願いします。

○事務局（森男女共同参画課） 男女共同参画課の森でございます。

22ページの部分では、具体的な施策として何をやっているのかについてでございます。

少なくとも、2番の窓口はやっていますし、2次被害防止の関係につきましては、先ほど研修の話もしました。そういうことがいいことだねと言っただけのかどうかは別問題として、事柄としてはあります。そして、広報啓発も着々と進めさせていただいているところです。

また、最後に聞かれました5番目のDV被害者の関係についてのデートDV講習につきましては、市内の高校や大学に対して、ことしは全13回でやらせていただいております。我々ができることは被害者にも加害者にもならないための若年者への啓発です。

DVの関係につきましては、ご存じのとおり、DV防止法が改正になっておりまして、私どもの計画も見直しているところがございますので、その中でも啓発については強くやってまいりたいと考えております。

そして、ここでは住民基本台帳の閲覧制限の話が出ております。記憶に新しいところでは、神奈川県の子のストーカーの殺人事件があります。これは、加害者側に税の担当窓口から情報が流れたことが発端でございました。この辺については、市役所を挙げてシステムの情報交換をどうするのかを検討している最中でございますので、できる限りのことはさせていただいていることをご理解いただければありがたいと思います。

○善養寺委員 ありがとうございます。

5番目のDV被害者は、森課長がおっしゃるように、私どもも専門学校を回っています。若い人たちは、これがDVなのだ、これがストーカーなのだということを余りはっきり認知していないのです。それこそ、加害者にもならないためにということでやっているの、その辺でも連携がとれればよいなと思います。

また、2番目の総合対応窓口についてですが、それはどこにあるのですか。

○事務局（森男女共同参画課） 私ども課そのものがそうでございます。

○千葉会長 よろしいでしょうか。

いろいろと聞きたいことがあるようですけれども、この辺でおさめていただきたいと思います。

次に、松井委員、お願いします。

○松井委員 基本計画に基づいてさまざまな活動がされてきたのではないかと考えております。ここで、新たに見直しというよりも、これを継続して、今後さらにつなげていくのが今の段階なのではないかというふうに思います。

先日、地元で話が出たのですけれども、今まで安全・安心というと個人の参加と思われていたのですけれども、企業がそういう方向でどんどん参加をして、企業同士で防犯活動に取り組んでくれる会社がふえてまいりました。

今の季節では除雪などで、例えば、地元の屯田地区を担当する除雪の協働企業体があり

ます。その企業体はとんぼ隊のステッカーなどを企業体でつくって重機につけて、除雪をやりながらも地域の子どもたちや地域の安全・安心のために活動をしていただいております。そこに役所が来て、点数がつけるなどがあればいいと思います。せっかく地域でこういうことをやっても何の加点にもならないというような声もあるのです。

例えば、地域安全サポーターズなどに参加されていて、かつ、地域のための貢献活動をやっている会社については何らかの恩恵というのでしょうか、札幌市から加点をしてあげることが今後は必要になってくるのではないだろうかというふうに思います。

そして、札幌市が安全で安心なまちかどうかを問うと、約半数ちょっとの方がそうではないのではないかと思っているということでした。先日、道警でも調査したと思うのですが、五十数%が不安に思っている生活しているということでした。それも、都会に来れば来るほど、不安の数字は上がっているということです。

どこに書いてあるか忘れてしまったのですが、目標値として60%まで安心であるという数字にしたいということには難しさがあると思います。しかし、これを今後どのように皆さんに周知をして安心感を与えられるかだと思います。

○千葉会長 どうもありがとうございます。

続きまして、伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 こういった基本計画の取り組みに関しまして、多くの人たちが安全で安心なまちであることを祈っていると思います。みんなで取り組むという大切な部分をより効果的に生かすためには、一般市民の人が関心を持ってその情報を取りに行くという方はいろいろな情報が入ってきやすいと思うのですが、情報を待っている側の人たちはそういった情報が集まりにくいのかなというふうに考えています。したがって、みずから情報を取りに来ない人たちにも浸透するような仕組みづくりが必要なのかと考えます。

アンケート調査をする際やパブリックコメントを求めていく際に、せっかくですから、みずから情報を求めてこない人たちにも伝わるような仕組みづくりや加工を施していればよりいいものができ上がっていくのではないかなと思います。

○千葉会長 ありがとうございます。

言うならば、情報を得られる仕組みづくりになりましょうか。そういうことについてもここで話し合っていたほうがいいということですね。

続きまして、梅田委員、どうぞ。

○梅田委員 私も同じような意見です。

基本方針に準じて行ってきたことは、その結果として何かしらの好影響を与えていると思います。伊藤委員と同じように、知っている方は興味があるけれども、なかなか伝わりません。特に、広報啓発活動については出前講座などのいい部分があるのですが、実際にやっていただくまでのハードルが高いことがあります。また、やって初めて結果としてすごくいいと思えるかどうかは課題だと思います。

これについては、地域の皆様や教育機関、そして、企業も積極的に参画していただいて

いますから、協働していくことが今後の課題だと思います。ですから、そういう方向で対応していただきたいと思います。

○千葉会長 ありがとうございます。基本的には伊藤委員と同じ考え方ですね。

それでは、奥谷委員、どうぞ。

○奥谷委員 札幌消費者協会の奥谷と申します。

今、伊藤委員と梅田委員がおっしゃったことと同じで、できるだけ予防や防犯をしていくということが基本かと思っています。確率的には、事件などのいろいろなことが起こりますけれども、できるところはできるだけ防いでいくことが必要かと思っています。

防ぐためには、事前の情報提供で、地域性あるいは年代、職場やら学校やら、いろいろなパーツが細かくあると思うのですけれども、いろいろなところにきめ細かに対応したものを情報提供していくということが一番いいと思うのです。

例えば、先ほど皆さんにお配りさせていただいたミニ講座は、高齢者や障がい者の方を悪質商法から守るためのミニ講座でしたね。しかし、ほんの30分ほどの講座で、非常に少ない人数からさせていただいています。こういったものを地域やいろいろな団体の集まりのときに利用していただき、いろいろな情報がわかることによって一人でも被害に遭わずに済むことが多くなると思います。ですから、ぜひこういうのを利用していただきたいと思います。

○千葉会長 消費者協会の宣伝も兼ねてやっていただきました。

それでは、川瀬委員、お願いします。

○川瀬委員 3点の意見を述べさせていただきます。

1点目は、札幌市は大都市ということで、地方から仕事を求めたり、進学であったり、人が来ると思います。大都市であるという特徴から仕事がなかなか得られなかったり、安定しないというところからもしかすると犯罪に流れてしまう方もいるのかなと思ったときには、雇用創出などの関係でも犯罪を減らすという視点で関係部局と連携をとっていただけたらと思いました。

2点目は、再犯を防ぐ取り組みにも目を向けてはどうかを提案させていただきたいと思います。例えば、高齢者が出所しても生活がなかなか安定しないために万引きをしてしまう。そして、刑務所の中が施設化しているというような報道もございます。また、治療がなかなか困難な薬物依存、また、風俗の犯罪ということで、もしかすると犯罪者の中に被害者である女性が多く含まれていることも薄野を抱えている札幌としては見過ごせない問題もあるかもしれません。ですから、未然防止も必要なのですが、再犯を防ぐようなことにも力を入れていただければと思います。

最後に、予算の関係もあるかとは思いますが、先ほどの資料2を拝見しますと、地域によって町内会単位でできていることや全市的に取り組んでいることなどがあると思います。限られた予算の中で全市に万遍なくということは難しいとは思いますが、先ほど木村委員がご提案していたように、子どもたちへの教育が防犯の力にもなると思います。



CAPのプログラムは、道内、ほかの自治体では予算をつけて全員の子どもたちが小・中学校で必ず一回は受けられるというお話を聞いております。札幌でもいいところはぜひまねしていただいて、義務教育の中で人権の意識を持つことで被害者にもならない、加害者にもならないという目を養っていただければと思います。

○千葉会長 どうもありがとうございました。

犯罪を防ぐために少なくとも三つ大事なことがあるのだという話をしていただきました。

それでは、野口委員、お願いします。

○野口委員 防犯協会連合会の野口でございます。お世話になっております。

今、各委員の皆さんからお話が出ましたけれども、私も基本計画あるいは基本方針では外しているものもないと思っております。しかし、一番必要なのは、施策を必要の度合いに合わせてどう組み込んでいくかというようなことなのかなという感じでお話を伺ってりました。

この場で申し上げるのが正しいかどうかはわかりませんが、この計画をずっと見せていただきますと、24ページに防犯カメラの適正な設置運用の促進という表現が具体的な施策の中に入っております、結構大きなテーマなのかなという気がいたしました。私の考えには反対の方もお出でになるかもしれませんが、防犯カメラの効果、効能にはさまざまなございます。

このたび、千葉の柏の連続通り魔事件がありました。一つには防犯カメラ、一つには一般の皆さんからの情報があり、犯人の早期検挙につながり、そのことが地域の住民の皆さん方の不安の解消にもつながっています。そういうことが報道されることによって、犯罪の抑止効果も期待できるのではないかなというふうに思います。

計画の中では、札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインがうたわれております。深く承知せずに申し上げて恐縮ですが、いずれにしても、事業者が設置する場合にはこういうことを守ってくださいという中身なのかという感じがします。しかし、もう一步踏み込んで、促進という観点から何らかの施策があってもいいのかなというふうに思います。これには当然お金もかかりますから、事業者がどうタイアップするか、また、いろいろなことを進めるに当たっても、設置に向けていろいろな働きかけをしていく、あるいは、制度的に何らかの仕組みをつくっていくことも必要なのかと思います。

これは賛否両論だと思います。なかなか難しい要素も確かに含んでおります。しかし、防犯カメラの効能には極めて大きいものがあると私は承知しておりますので、この場をおかりして、参考までにご意見として提案させていただきます。

○千葉会長 どうもありがとうございました。

皆さん方から意見をいろいろいただきました。

皆さんがごらんになっている基本計画は、ここに何人かがおられますけれども、私も含めてこの基本計画づくりを進めさせていただいたわけです。その基本計画そのものの大枠に関しては、皆さん方の意見を大体聞いておりますと、これでいいのではないかというご

意見ではなかったかと思います。そういった意味では、基本計画の体系については大きく変えなくてもいいのかなという感じがしております。そこで、その体系に沿って見直しの検討をしていってはどうかと皆さんの意見を聞いて考えました。

ただ、問題は、何人かの委員から既に出ておりますけれども、計画を促進していくための施策の面ではもう少し歩踏み込むことが必要なのではないかというご意見が出ておられたというふうに思われます。

そういうことからしますと、私が今言ったように、基本計画を大きく変えることはせず、体系に沿った形で検討していくという方向性については賛成していただけるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○千葉会長 ありがとうございます。

それでは、この問題に関しては、現在の体系を維持することを基本としつつ、さらに、もうちょっと具体化したり、見直していったりする方向で皆さん方と一緒にこの問題について議論を進めていきたいと思っております。

そこで、スケジュールを含む今後の進め方になってこようかと思っております。この点は資料4に示されていることでもありますので、進め方に関してさらに意見があればそれを出していただきたいと思っております。事務局からはイメージとしてここに示していただいているわけでもありますけれども、それについてご意見がありましたら皆さん方から出していただけないでしょうか。

ちなみに、イメージとしては、平成26年3月が今回行っている審議会の内容になってこようかと思っております。予定でいきますと、次に審議会が行われるのは6月になります。そこで審議をした後、9月には市長への答申になっております。

もちろん、我々が議論をするために必要な資料については事務局からしっかりとあらかじめ出していきたいというふうに思っております。そういうものをもとにしながら議論をしていきます。皆さん方が議論をしていくための資料を事前に事務局から配付してもらいまして、それをしっかり確かめてから次の審議会に臨むことになるかと思っております。

そういうスケジュールでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○千葉会長 では、次の6月に審議会を開いた際に、どうしてもこれだけでは足りないというようなことがもし出てきた場合には、そこでまた考えていきたいと思っておりますが、基本的には事務局が出してくれましたスケジュールに沿って審議会を進めていきます。

ほかに、皆さん方から話をしておきたい、日ごろに皆さん方が活動している中で気がついたようなことでこの場に話題として出しておきたいことがありましたら、どうぞ遠慮なく出してください。

○木村委員 白石区の子どもが誘拐された事件があり、私たち地域で子どもたちにプログラムを提供してきた者としては本当に深くショックを受けました。札幌市の子どもたちに

なかなか届けられない現実があったので、反省もして、これから努力をしていきたいなと思っております。

しかし、千葉でも同じようなことが起きましたので、日本全国のCAPが何をしているかを1分ぐらいで紹介させてもらいたいと思います。

子どもたちや社会が不安に陥っているときは、まず、大人たちがその不安を大人で話し合っ、子どもに回さないことが大事でして、大人がその不安を話し合っ、聞いております。その次に、子どもの話をぜひ聞いてください、気持ちをしっかり受けとめて、怖かったね、嫌だったね、でも、もしこういうことがあったらこんなことができるよということ子どもをしっかりと手当てして、くださいということをしております。

例えば、CAPでは、嫌だと言ってもいい、逃げてもいい、誰かに相談してもいい、知らない人には名前を言わなくてもいい、もしもついていってしまったとしてもあなたは悪くないよということ全国の子どもの周りにいる大人たちがやっ、てくださいということ言っている、札幌市の子どもの周りにいる大人の皆さんにもそのことをぜひお伝えしたいなと思っ、ました。

今後子どもの中に安心をぜひ育みたいと思っ、ていますし、私達も努力していきまっ、けれども、皆さんのご協力もいただきたっ、と思っ、ております。

○松井委員 今回、犯罪の件数などをいろいろとお知らせいただいたのですけれども、それに対して、犯人はどれぐらい捕まっ、ているのかという数字はあるのでしょうか。これだけの犯罪に対してこれだけ犯人は捕まっ、ているので、日本の警察は優秀なのですというふうなものです。それが一般の方々に安心感が生まれるか否かの数字でもあるのかというふうにも思っ、たのです。

○事務局（加藤） 次回までに用意します。

○松井委員 次回でもいいです。

それから、先ほど野口副会長から防犯カメラの話が出ました。

これは私達では決まっ、たわけではないのですが、北海道“絆”menづくりプロジェクトということで、企業参加で防犯活動、交通安全活動をやっ、ているわけ、です。それは、防犯カメラにかわるドライブレコーダーを各社用車に取りっ、つけております。そうすると、よくも悪くも運転の証拠が残るので、意識が上がるだろうと思っ、ております。また、交通安全意識も高まっ、て、それにより交通事故が減るのではないかと思っ、ております。そして、何かがあっ、たときのための情報提供ということで、そこに万が一犯人が映っ、ているかもしれないということも含めて、自分達の意識の高揚や情報提供のためにドライブレコーダーをぜひ取りっ、つけてほしいというふうなことでことしから動く予定でおりますので、参考までにお話しいたしました。

○千葉会長 ありがとうございます。

いろいろとアイデアが出てきそう、ですね。

ほかにいかが、でしょうか。

○川瀬委員 札幌市にお願いがあります。

私どもは、DV相談の中では、加害者が警察官であるために、本来であれば一番安全を守ってほしい警察に通報ができないという相談が寄せられてきております。そういう場合の市民の安全や情報管理についてです。これは基本計画に載る内容ではないと思いますし、数としてはきっと少ない事例だとは思いますが、そういう市民がいたときに、本当に安心・安全で、お子さんがいればお子さんも安心して暮らせるような仕組みづくりを、時間がかかっても構いませんので、ぜひつくっていただければと思います。本当にひどい暴力を受けていても、警察には連絡できないのですという声が本当に切実なものとして寄せられていますので、お願いいたします。

○千葉会長 どうもありがとうございます。

今は、力を持った者あるいは若干であっても権力を持った者が悪さをするということで、それをどうやって食い止めるかを考えさせられるような話題でした。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○千葉会長 それでは、これまでいろいろと委員の皆さん方から意見を出してもらったわけでありすけれども、今までの意見に対しまして、事務局から何かございましたら出していただきたいと思います。

○事務局(槇区政課長) 本日は、本当に貴重なご意見、また、大変参考になるご意見をたくさんいただきまして、どうもありがとうございます。

先ほどいただいた意見については、会長が最後にまとめていただきましたように、計画そのものについてはほほいいのではないかというご意見をいただくことができました。また、そうは言っても、それに伴ってどんなことをやっていくかが大切なのではないかというご意見をいただいているところでございます。その意見に基づきまして、お配りする資料も含め、今後は見直しに向けて考えていきたいというふうに考えているところでございます。

いただいた意見の中でも子どもの安全、特に女性の被害についてのご意見もございました。これはまさに計画の中で取り組んでいる大きな柱であります子どもや女性に対して重点化することにつながってくるものだと考えてございます。また、多かったのは、情報についてです。積極的に情報にかかわれない方に対する情報提供をどうしていくのかが大きな課題なのかと考えているところでございます。

そのほか、防犯カメラにつきましては、札幌市として明確に促進するというところはございませんで、設置する場合にはきちんと適切に設置してくださいというところでとまっております。ただ、意見の中ではもうちょっと踏み込んでどうかというご意見もございました。これはお話がありましたように、いろいろな立場のご意見がございますので、今すぐどうこうということとはできないのですけれども、そういった検討も進めていければと考えているところでございます。

いずれにしても、いただいた意見が今後の札幌市の安全・安心につながっていくような見直しになるようにと考えてございます。次回の来年度の第1回審議会の際に皆様はこの計画の内容を改めてご審議いただくこととなりますけれども、その前に資料をこちらから改めてお送りをさせていただきたいと考えております。もしかすると、大量な資料をお送りすることになってしまうかもしれません。皆様、お忙しい中、大変恐縮ではございますけれども、ぜひ一度お目通しいただきまして、貴重なご意見をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（浅野地域振興部長） 意見については、今、槓から言ったとおりでございます。限られた期間でありますけれども、現状に適した施策を加えまして、より安全・安心なまちにすべく努力をしていきたいと思っておりますので、ご審議のほどをどうかよろしくお願いいたします。

○千葉会長 それでは、予定していたものは終わりました。

皆さんの中で特にこれだけはこの場で話をしておきたいと思うようなものはありますでしょうか。あるいは、先ほどの議論の中で言い忘れたことはありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○千葉会長 それでは、これで本日の議題は全て終了しましたので、司会を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局（浅野地域振興部長） 千葉会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様、長時間にわたるご議論を大変お疲れさまでした。

なお、次回の審議会は、先ほど会長から説明していただきましたけれども、6月ごろの開催を予定しております。日程が決まりましたら、改めまして皆様にご案内をさせていただきます。

#### 4. 閉 会

○事務局（浅野地域振興部長） それでは、これで平成25年度第2回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を終了させていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

以 上